

協働防護協定の手引き
(付属資料)

令和8年5月
国土交通省 港湾局

目 次

第 1 章 参考となる他分野の協定等の事例	1
1-1 他分野の協定等の事例.....	1
1-2 「承継効」が付与された協定の事例.....	3
第 2 章 協働防護に活用できる制度・支援等	4
2-1 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置（固定資産税）	5
2-2 港湾管理者への協働防護計画の作成支援.....	6
2-3 ガイドラインの策定.....	7
第 3 章 用語集	16
3-1 主な用語	16

第1章 参考となる他分野の協定等の事例

「協働防護協定の手引き」を作成するにあたって参考とした、他分野の協定等の事について示す。なお、付属資料で示す事例については、国や自治体、民間企業等の公式 HP で掲載され、実際に運用されている内容（(案)といった公募段階等のものは除く）について整理した（2026年2月時点）。

詳細については下表のリンク部分から、各 HP を確認することを推奨する。

1-1 他分野の協定等の事例

表 1-1 他分野の協定等の事例

資料・協定名 (出典先)	事例分類	本編該当箇所	概要	
官民連携した浸水対策の手引き(案)(国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)	手引き 関連	4-2-2 協定書の作成例及び解説	雨水貯留施設等の管理協定について、協定とすべき項目や、協定範囲の可視化のために、図面等を添付することが望ましい旨などについて明記	リンク
みなと緑地 PPP ガイドライン(案)(国土交通省 港湾局 産業港湾課)	手引き 関連	4-2-2 協定書の作成例及び解説	事業が長期間に渡ることが想定されるため、社会環境条件等の変化を踏まえ、適切事業計画の変更等を図る必要があるといった留意点等が明記	リンク
官民連携まちづくりの進め方～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～(国土交通省 都市局)	手引き 関連	2-4 「協働防護協定」締結までの流れ、 4-2-2 協定書の作成例及び解説	官民連携まちづくりの取組に向けて、都市再生整備計画に基づく関連協定の事例や協定までの流れについて明記	リンク
横浜港(大さん橋・新港地区)クルーズ拠点形成協定書(横浜市)	港湾	4-2-2 協定書の作成例及び解説	クルーズ船の受入促進施設の整備に関する協定書を公表。	リンク
等々力緑地再編整備事業の推進に向けた官民連携協定書(川崎)	緑地	4-2-2 協定書の作成例及び解説	川崎市の総合公園である、等々力緑地の再編整備事業に関する協定書を公表。	リンク

資料・協定名 (出典先)	事例分類	本編該当箇所	概要	
市)				
善福寺川上流地下調節池の整備に係る基本協定書(杉並区)	河川	4-2-2 協定書の作成例及び解説	善福寺川上流地下調節池の整備に関する協定書を公表。	リンク
青山台 4 丁目建築協定書(吹田市)	建築	4-2-2 協定書の作成例及び解説	千里ニュータウン開発時の理念に基づき、住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とした協定書を公表。	リンク
シエロ・ヴィスタ 景観協定(松戸市)	景観	4-2-2 協定書の作成例及び解説	景観法に基づき、良好な景観の形成のために必要な基準を定め、住宅地として美しい景観の維持増進を図ることを目的とした協定書を公表。	リンク
災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定(習志野市)	防災 (復旧)	4-2-2 協定書の作成例及び解説	災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定書を公表。	リンク
洪水予測時における避難者輸送の協力に関する協定書(広陵町)	防災 (避難)	4-2-2 協定書の作成例及び解説	洪水予測時における避難者輸送の協力に関する協定書を公表。	リンク
インフラ事業の持続安定化や地域価値向上の取り組みに資する連携協定 (東京電力パワーグリッド)	民民連携	4-2-2 協定書の作成例及び解説	インフラ事業の持続安定化に向けた平時・災害時別の役割等に関する協定書を公表。	リンク

1-2 「承継効」が付与された協定の事例

承継効を付した協定の事例としては、都市再生特別措置法における「立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)」が挙げられる。概要について下表に示す。

表 1-2 承継効を付した協定事例(立地誘導促進施設協定)

立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)の概要	
協定制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地や空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティが共同で整備・管理する空間・施設について<u>地権者全員の合意により協定を締結</u>。 <u>安定的に地域運営</u>を図るために、市町村が協定を認可し、<u>協定を締結した土地所有者等に承継効を付与</u>。 活動をさらに広げるため<u>周辺地権者の参加を市町村が働きかけるよう要請可能</u>。 協定に基づき整備され、都市再生推進法人が管理する公共施設等について<u>固定資産税・都市計画税が軽減</u>。
協定制度のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティによる<u>公共的空間の創出・安定的運営を促進</u>。 民間の任意の活動を公認し、まちづくり活動の意欲アップ。
制度フロー	
協定活用事例	<ul style="list-style-type: none"> 空き家解体後の未利用地の整備(むつ市)・管理((一財)空き家空き地バンクむつ)に関する協定を締結。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○むつ市では空き家・空き地による環境悪化対策を図るとともに有効活用に取り組むため、立地適正化計画の誘導区域内において、立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)を活用し、空き地・空き家の有効活用に積極的に取り組んでいる。</p> <p>○空き家解体後の未利用地になるおそれのある跡地を防災・地域コミュニティ機能を持ちながら、イベントや収益活動ができる広場として整備・管理するコモンズ協定を締結した。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>協定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓施設の種類と規模 種類: 広場 規模: 775㎡ ✓協定の概要(広場の使用目的) ①町内会等の地域コミュニティ活動 1年ごとに自動更新 ②田舎まつり等の文化的活動 ③児童・生徒の通学時の安全確保 ④市が主催、共催又は後援する緑化推進等の活動 ⑤イベントや収益活動 ✓協定の整備及び管理 広場整備、修繕や改修等はむつ市 日常的な管理等は二般社団法人空き家バンクむつ等 ※管理経費は、イベント等の収益から捻出 ✓協定の締結日 令和2年3月31日 ✓有効期間 10年間(10年経過後) </div> <p>【土地所有者】 ・むつ市 ・一般社団法人 空き家バンクむつ</p> <p>⇒ 2者で協定を締結</p>

出典：国土交通省 都市局 まちづくり推進課 「官民連携のまちづくりの進め方～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～(R6.2更新)」

第2章 協働防護に活用できる制度・支援等

様々な関係者が集積する港湾において、気候変動への適応を図るためには、関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」の考え方にに基づき、総合的な防災・減災対策を進めることが必要である。

以下、「協働防護」実現に向けた、予算・税制・技術面も含めた一体的な支援内容について示す。

【制度改正(「港湾法等の一部を改正する法律」が施行(令和7年10月1日))】

- 気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるための協働防護協議会及び協働防護計画の創設
- 関係者の協働による防護水準確保の取り組みを促進するための協定制度の創設

【予算措置(令和7年度から)】

- 港湾管理者への協働防護計画の作成支援

【税制特例措置(令和7年度から)】

- 民間所有護岸等に対する税制特例措置(固定資産税)

【ガイドライン策定(令和7年6月2日公表)】

- 協働防護計画作成ガイドラインの作成
- 気候変動を踏まえた高潮・津波等のリスク把握・対策手法の検討等を可能とする港湾立地企業向けガイドラインの作成※

※2022年には東証プライム市場において、財務に影響を及ぼす気候関連情報の開示が実質義務化



■協働防護に係る対策例(イメージ)

図 2-1 協働防護に関連する制度・支援等の概要

2-1 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置（固定資産税）

国土交通省では、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性の高まり、気候変動による平均海面水位の上昇等を踏まえ、民間事業者が実施する耐震改良・浸水対策の促進によりサプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図るために、民有護岸の改良等に係る特例措置を設置している。

その一方で、護岸等は、航路の機能確保や後背地の浸水防護のために重要な施設。しかし、民間事業者が所有・管理する護岸等の中には、十分な耐震性を有しないものや昨今の気候変動による平均海面水位の上昇や高潮・高波の災害リスクの増大を踏まえると嵩上げ等が必要なものが存在し、こうした耐震性が不足している護岸等や嵩上げが必要な護岸等が存在すると、崩壊し航路を閉塞する可能性や、当該箇所から浸水し港湾広域に影響を及ぼす可能性があるため、関係者連携・協働の取組が不可欠であるとともに、その改良等に要する費用負担を軽減する必要があることが考えられる。

上記を踏まえ、協働防護のように官民が連携し臨海部の強靱化に取り組む内容についても特例措置を拡充・延長し、サプライチェーンの維持及び港湾の機能継続を図ることとしている。

拡充、延長した特例措置の概要については、以下に示すが、協定特定港湾施設の特例措置に係る証明要綱や、その様式等の詳細については、下記リンクを参照すること。

[協働防護の推進に向けた支援制度（補助・税制）（クリック）](#)

特例措置の概要	
対象港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾
対象施設	民間事業者が策定する協働防護協定の対象となる護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場であって、当該民間事業者が取得又は改良したもの※1
特例の内容	取得又は改良後5年間、固定資産税の課税標準を1/2※2に軽減
対象期間	令和11年3月31日まで(取得又は改良を完了)

※1 協働防護計画作成費補助を受けて作成された協働防護計画に定められた事業で、国土交通省が認めた施設
 ※2 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存する施設以外の施設については、5/6

公共(二重線)・民有(実線)の護岸等の配置と浸水時のイメージ

民有の護岸・岸壁の例

	R6までの特例措置	拡充後の特例措置(R7以降)
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震防災対策推進地域 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 首都直下地震緊急対策区域 	全国(地域の限定なし) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、場所の限定無し ・無利子貸付の利用不要 ・協働防護協定の締結が条件 </div>
施設種類	耐震強化岸壁及び石油製品の入出荷施設に至る航路及び泊地沿いの護岸・岸壁・物揚場	護岸・岸壁・物揚場・防潮堤・堤防・胸壁 (対象施設を追加)
適用条件	国が実施する無利子貸付制度を活用して改良した施設	協働防護協定に基づき取得又は改良した施設※1 (無利子貸付の利用は不要)
特例の内容	【固定資産税】改良後5年間、課税標準を1/2※2に軽減する	【固定資産税】(変更なし)改良後5年間、課税標準を1/2※2に軽減する

図 2-2 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置（固定資産税）

2-2 港湾管理者への協働防護計画の作成支援

港湾管理者への協働防護計画の作成支援として、気候変動に伴う平均海面水位上昇や台風強大化等による施設への影響検討、浸水想定を作成、適応水準や適応時期に係る共通の目標等の決定等を含め、港湾管理者が協働防護計画を作成する取組を支援する制度が創設されている。

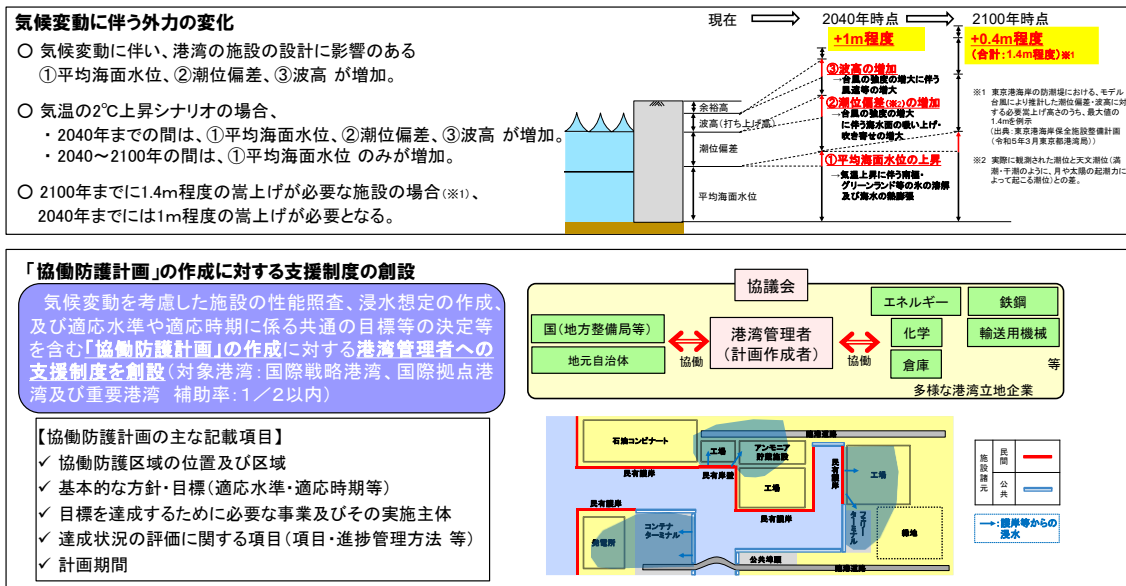


図 2-3 港湾管理者への協働防護計画の作成支援に関する制度

2-3 ガイドラインの策定

国土交通省港湾局では、官民の関係者が集積する港湾において、気候変動に伴う海面上昇等への適応を図ることや、自らの管理施設が直面するリスクを関係者が正しく認識した上で、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標に向かって一体となって取り組むことを推進するために、協働防護計画作成のポイントをとりまとめたガイドライン及び港湾立地企業の気候変動リスク評価を支援するガイドラインを公表している。各ガイドラインの詳細は以下のとおり。

また、上記ガイドラインや本手引きの内容について示されている港湾法や宅地建物取引業法についても参考として下表に示す。

表 2-1 策定ガイドラインの概要

名称	対象	概要	出典
協働防護計画作成ガイドライン	主に港湾管理者を対象	官民の関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標に向かって一体となって取り組む「協働防護」の枠組みを、実務上、円滑・着実に進めるため、協働防護計画作成に係る具体的なポイントを解説したもの	リンク (クリック)
港湾立地企業における気候変動リスク評価手法ガイドライン	主に港湾立地企業を対象	世界的な流れとなっている気候変動に関する情報開示に適切に取り組めるよう、気候関連リスクの中でも特に港湾に関係の深い高潮・津波等による浸水リスクの評価に係る具体的なポイントを解説したもの	
【参考】 港湾法	—	港湾法において、「第九章 港湾の効果的な利用及び保全に関する計画」の「第五節 協働防護計画」に、協働防護協定に関する内容（第五十一条の九～十四）が明記されている	リンク (クリック)
【参考】 宅地建物取引業法	—	宅地建物取引業法において、土地や施設の売買時の重要事項説明について明記されている	リンク (クリック)

【参考】港湾法の関連内容（該当部分抜粋）

【港湾法】

（港湾計画）※協働防護関連部分抜粋

第三条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

2 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定めることができる。

3 港湾計画には、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇その他の港湾区域の水象に係る高さの変化に対応するため、臨港地区内にある港湾施設であつて次に掲げるもの（第五十一条の六第一項から第三項まで及び第五十一条の九において「特定港湾施設」という。）の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができる。

一 防潮堤、護岸、堤防又は胸壁

二 前号に掲げるもののほか、荷さばき地その他の港湾施設であつて港湾区域の水象に係る高さの変化によりその運営に著しい影響を受けるものとして国土交通省令で定めるもの

（略）

（協働防護計画の作成）

第五十一条の六 港湾管理者は、協働防護区域ごとに、第三条の三第十一項又は第十二項の規定によりその概要が公示された港湾計画に記載されている同条第三項に規定する事項を特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して実施することにより特定港湾施設（同項第二号に掲げるものに限る。）並びに工場及び事業場（次項において「特定港湾施設等」という。）を防護するための計画（以下「協働防護計画」という。）を作成することができる。

2 前項の「協働防護区域」とは、臨港地区内の区域であつて、港湾施設並びに工場及び事業場の規模及び配置からみて、特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して行う特定港湾施設の整備又は管理によつて、特定港湾施設等が浸水することにより当該特定港湾施設等にあるコンテナ、木材その他の物資が散乱することを防止すべき一団の土地の区域をいう。

3 協働防護計画には、協働防護区域（前項に規定する協働防護区域をいう。以下同じ。）の位置及び区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該協働防護区域における特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する基本的な方針

二 協働防護計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する事業（以下「最適化事業」という。）並びにその実施主体に関する事項

四 協働防護計画の達成状況の評価に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、協働防護計画の実施に関し当該港湾管理者が必要と認

める事項

- 4 前項第三号に掲げる事項には、最適化事業の実施に係る第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項を定めることができる。
- 5 港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとするときは、公聴会を開き、当該協働防護計画に係る協働防護区域に利害関係を有する者に、当該協働防護区域の位置及び区域に関する意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該協働防護区域の位置及び区域並びに公聴会の期日及び場所をあらかじめ公告しなければならない。
- 6 港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協働防護計画に定める事項について当該協議会において協議を行わなければならない。
- 7 港湾管理者は、協働防護計画に第三項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者（当該港湾管理者を除く。）の同意を得なければならない。
- 8 港湾管理者は、協働防護計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第三項第三号の実施主体に送付しなければならない。この場合においては、当該協働防護計画に係る協働防護区域の位置及び区域について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第五十一条の十一第二項及び第五十五条の四の三第三項において同じ。）により公衆の縦覧に供するとともに、当該協働防護区域の区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 9 国土交通大臣は、前項前段の規定により協働防護計画の送付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。
- 10 第五項の規定は協働防護計画（協働防護区域の位置及び区域に係る部分に限る。）を変更する場合について、第六項から前項までの規定は協働防護計画を変更する場合について、それぞれ準用する。

（協働防護協議会）

- 第五十一条の七 港湾管理者は、協働防護計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、協働防護協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 協働防護計画を作成しようとする港湾管理者
 - 二 協働防護計画に定めようとする最適化事業を実施すると見込まれる者（前号に掲げる者を除く。）
 - 三 関係する地方公共団体
 - 四 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者
 - 3 最適化事業を実施し、又は実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあつては、当該最適化事業に係る港湾管理者に対して、協議会を組織するよう要請することができる。
 - 4 前項の規定による要請を受けた港湾管理者は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

い。

- 5 港湾管理者は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 6 第三項に規定する者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
- 7 前項の規定による申出を受けた港湾管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。
- 8 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、第二項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるもの（前項の規定により協議会の構成員となつた者を含む。）に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。
- 9 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。
- 10 国土交通大臣は、協働防護計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 11 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 12 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（公表された協働防護計画に係る港湾隣接地域内の工事の許可の特例）

第五十一条の八 第五十一条の六第四項に規定する事項が定められた協働防護計画が同条第八項前段（同条第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る最適化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

（協働防護協定の締結等）

第五十一条の九 第五十一条の六第八項前段の規定により公表された協働防護計画（以下この項及び次項において「公表協働防護計画」という。）に定められた最適化事業の実施主体（当該実施主体と当該最適化事業に係る特定港湾施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。第五十一条の十三において同じ。）を有する者（以下この項において「所有者等」という。）とが異なる場合にあっては、当該所有者等を含む。）は、その全員の合意により、かつ、公表協働防護計画に係る港湾管理者（以下この節において「特定港湾管理者」という。）の認可を受けて、当該最適化事業に係る特定港湾施設の整備又は管理に関する協定（以下「協働防護協定」という。）を締結することができる。

- 2 前項の規定により協働防護協定を締結することができる者以外の者であつて、公表協働防護計画に係る協働防護区域において特定港湾施設を所有し、又は管理する者は、当該実施主体に申し出て、同項の規定により締結される協働防護協定に参加することができる。

この場合において、同項の規定中「含む。）」とあるのは、「含む。」及び次項前段の規定によりこの項に規定する協定に参加することを希望する者」とする。

3 協働防護協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協働防護協定の目的となる特定港湾施設（次号、第五十一条の十一及び第五十一条の十三において「協定特定港湾施設」という。）

二 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 協定特定港湾施設の港湾区域の水面からの高さ（協働防護協定の目的となる防潮堤、護岸、堤防及び胸壁にあつては、これらの天端の水面からの高さ）又は構造に関する基準

ロ 協定特定港湾施設の定期的な点検、災害時における防潮堤の陸閘の操作又は荷さばき地にあるコンテナの固縛若しくは荷さばき地への移動式貨物流出防止柵の据付けその他の協定特定港湾施設の管理に関する基準

ハ 協定特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法

ニ その他協定特定港湾施設の整備又は管理に関する事項

三 協働防護協定の有効期間

四 協働防護協定に違反した場合の措置

（認可の申請に係る協働防護協定の縦覧等）

第五十一条の十 特定港湾管理者は、前条第一項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協働防護協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協働防護協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。

（協働防護協定の認可）

第五十一条の十一 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 協定特定港湾施設の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第五十一条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、当該協働防護協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定特定港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定特定港湾施設である旨又は協定特定港湾施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。

（協働防護協定の変更）

第五十一条の十二 協働防護協定を締結した者（次条に規定する公示後所有者等を含む。第五十一条の十四第一項において同じ。）は、当該協働防護協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の

認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(協働防護協定の効力)

第五十一条の十三 第五十一条の十一第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公示のあつた協働防護協定は、公示後所有者等（その公示のあつた後において協定特定港湾施設の所有者若しくは管理者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者となつた者をいう。）に対しても、その効力があるものとする。

(協働防護協定の廃止)

第五十一条の十四 協働防護協定を締結した者は、第五十一条の九第一項又は第五十一条の十二第一項の認可を受けた協働防護協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 特定港湾管理者は、前項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

【港湾法施行規則】

(法第三条の三第三項第二号の国土交通省令で定める港湾施設)

第一条の十二 法第三条の三第三項第二号の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| 一 岸壁、物揚場及び船揚場 | 二 臨港交通施設（運河を除く。） |
| 三 航行補助施設 | 四 荷さばき施設 |
| 五 旅客施設 | 六 保管施設 |
| 七 船舶役務用施設 | 八 港湾公害防止施設 |
| 九 廃棄物処理施設 | 十 緑地及び広場 |
| 十一 港湾管理施設 | 十二 移動式施設 |
| 十三 船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する車両 | |

(協働防護協議会を組織した旨の公表)

第十五条の二十六 法第五十一条の七第五項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 協働防護協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 二 協働防護協議会における協議事項

2 前項の規定による公表は、当該協働防護協議会に係る港湾管理者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行わなければならない。

(協働防護協定の認可等の申請の公告)

第十五条の二十七 法第五十一条の十第一項（法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 協働防護協定の名称
- 二 協定特定港湾施設の名称
- 三 協働防護協定の縦覧場所

(協働防護協定の認可の基準)

第十五条の二十八 法第五十一条の十一第一項第三号(法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十一条の九第三項第二号に掲げる事項が、協働防護計画に適合すること。
- 二 法第五十一条の九第三項第三号に掲げる期間が、協働防護協定に定められた事項を実施するために適切な期間であること。
- 三 法第五十一条の九第三項第四号に掲げる措置が、協働防護協定に違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。

(協働防護協定の認可等の公示)

第十五条の二十九 第十五条の二十七の規定は、法第五十一条の十一第二項(法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示について準用する。

【参考】宅建業法の関連内容（該当部分抜粋）

【宅地建物取引業法】

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一（略）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要

【宅地建物取引業法施行規則】

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

（略）

二十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十五条の五、第五十条の十三、第五十条の二十、第五十一条の十三及び第五十五条の四の四

第3章 用語集

3-1 主な用語

以下に、手引き中で使用する主な用語を示す。なお、備考欄に条文番号を付している用語の詳細は港湾法を参照されたい。

表 3-1 主な用語一覧(港湾・気候変動関連)

用語	用語の意味等	備考
特定港湾施設	気候変動に伴う海面水位上昇等から港湾の保全に必要となる防潮堤、護岸、堤防、胸壁等の港湾施設。	港湾法 第3条の3 第3項 港湾法施行規則第1条の12
協働防護区域	臨港地区内の区域であって、港湾施設並びに工場及び事業場の規模及び配置からみて、特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して同施設の整備又は管理を行うことによつて、浸水に伴う被害を防止すべき一団の土地の区域。	港湾法 第51条の6 第2項
協働防護計画	特定港湾施設並びに工場及び事業場を防護するため、協働防護区域ごとに作成される特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する基本的な方針や目標(適応水準・適応時期)等を定めた計画。	港湾法 第51条の6 第1項
協定特定港湾施設	協働防護協定の目的となる特定港湾施設。	港湾法 第51条の9 第3項 第1号
陸閘	陸閘(りくこう/りっこう)は、海岸や河川の堤防において、道路や通路を通すために設けられた「切れ目」に設置される、開閉式の門扉。平常時は交通の利便性確保のため開放しているが、高潮や津波、河川増水時には閉鎖され、堤防と一体となって浸水を防ぐ防災施設となる。	
高潮・高波	台風等の強い低気圧発生時に、海面水位が上昇するとともに波が高くなる現象であり、本ガイドラインでは、「海面水位の上昇」及び「高波」の現象を総称して「高潮・高波」と記載する。	
津波	海底下の断層運動(地震)に伴って発生した海	

用語	用語の意味等	備考
	底の地殻変動により押し上げられた海水が、四方に広がっていく現象。	
基準水面 (T.P. /D.L.)	<p>●T.P. (東京湾平均海面) 日本の標高の基準となる海水面の高さ。水準測量で使用する日本水準原点は T.P. 上 24.3900m と定義されている。「Tokyo Peil」の略。</p> <p>●D.L. (水深基準面) 港湾・ふ頭について、海図に記載されている水深の基準面。Datum Level の略。</p>	

表 3-2 主な用語一覧(協定内容関連)

用語	用語の意味等	備考
承継効	<p>「承継効(しょうけいこう)」とは、土地の売買、相続、賃貸借の終了などで土地の権利関係(所有者や借地人など)を変更した場合に、前権利者(売主・被相続人など)と締結された協定や契約上の地位・義務を、新しい権利者(買主・相続人など)がそのまま引き継ぐ効果のこと。</p> <p>協働防護協定においても、特定港湾施設の気候変動適応が長期間にわたる取組になることが想定されるため、事業の継続性を保つために、承継効が付与されている。</p>	港湾法 第51条の13 第1項
実施主体	<p>最適化事業を実施する関係者(港湾管理者や民間事業者、国、地方自治体を想定)のこと。</p> <p>なお、実施主体は、最適化事業に係る特定港湾施設の所有者、その敷地である土地の所有者、及び収益を目的とする権利を有する者(臨時設備や一時的な使用である場合を除く)が異なる場合は全員が対象となる。</p>	港湾法 第51条の9 第1項
実施主体以外の関係者	<p>実施主体ではないが、最適化事業の実施によって、浸水やコンテナ流出等による被害のリスクが低減する関係者のこと。</p> <p>協働防護計画に係る協働防護区域において特定港湾施設を所有し、又は管理する実施主体以外の関係者(協働防護協議会の構成員か否かは問わない)は、協働防護協定の締結者である最適化事業の実施主体に申し出て、協働防護協定に参加することができる。</p>	港湾法 第51条の9 第2項

用語	用語の意味等	備考
協働防護締結を発意する実施主体	「協働防護計画の目標を達成するために行う必要となる事業」(最適化事業)を実施しようとする実施主体のこと。	
協働防護締結を申請する実施主体	上記、協働防護締結を発意する実施主体のうち、代表者または複数の実施主体がいる場合は連名での申請を行う者。	
利害関係人	港湾エリアに立地・隣接し、気候変動(海面上昇、高潮、高波など)による浸水や災害のリスクを共有し、対策の影響を受けるすべての人や事業者等の関係者のこと。	
十干	十干(じっかん)とは、契約書などで最も一般的に用いられ、本手引きでは協定者の呼称を指す。十干には、順番(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の順)もあるが、契約の立場においては、「甲=上」「乙=下」という優位性・支配関係を意味するものではなく、あくまで「協定者A」と「協定者B」を単に区別するための符号であることに留意。	
損害賠償	契約の相手方が何らかの債務不履行(契約違反)又は不法行為を犯した場合、相手方に対して、当該債務不履行(契約違反)又は不法行為によって生じた損害を補償することを求めること。	
違約金	契約の相手方が何らかの債務不履行(契約違反)を犯した場合に、契約に基づき、あらかじめ定められた金額の支払を相手方に求めること。	
違約罰	債務不履行(契約違反)を犯した場合の損害賠償に加え、別途契約違反に対する制裁(ペナルティ)として定められた金額の支払いを求めること。	
帰責事由	契約不履行や損害発生の原因が、当事者の故意または過失(不注意)など、責任を問われる落ち度にあることを指す。	
不可抗力	予測や回避ができない自然災害など、人の努力では防げない事象。	
ADR	ADRは、「Alternative(代替的)」、「Dispute(紛争)」、「Resolution(解決)」の略で、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、当事者	

	同士の話し合いを支援することで、合意による紛争解決を図る「裁判外紛争解決手続」のことを指す。	
所有権移転登記	不動産の所有者が変わった場合に、その移転の事実を登記（法務局が管理する公的帳簿に権利情報を記録すること）に記録し、登記簿（不動産の所有者や権利関係を記載した公的な帳簿）上の所有者を新しい者へ変更する手続。	
包括承継人	合併や会社分割などの法的承継手続により、前会社の権利義務を包括的に承継した会社	
秘密保持契約（NDA）	当事者間で開示される秘密情報について、第三者への漏えい・不正利用を禁止し、その管理・取扱い義務を定める契約	
無催告解除	契約違反が生じた場合に、相手方に対して事前の履行要求を行うことなく、直ちに契約を解除することができる取扱い	